

離職によって住居を失っている又はそのおそれのある方へ ～住宅手当緊急特別措置事業のご案内～

○住宅手当緊急特別措置事業とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、原則6ヶ月間（最長9ヶ月間）、賃貸住宅等の家賃として住宅手当を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。

○住宅手当の支給対象者

支給申請時に以下の①から⑦の要件に該当する方が対象となります。

- ① 平成19年10月1日以降に離職したこと
- ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと（離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている方も対象となります）
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと又は現に行っていること
- ④ 住宅を喪失していること又は喪失するおそれのあること
- ⑤ 申請を行った月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額であること（離職等により申請日の属する月の翌月から以下の金額に該当することが明らかの方も対象となります）

区分	金額（月收入）（※）
単身世帯	8.4万円に住宅の一月当たりの家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満
2人世帯	17.2万円以下
3人以上世帯	17.2万円に住宅の一月当たりの家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満

※ 税引き前の総支給額

⑥ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。

単身世帯：50万円 複数世帯：100万円

⑦ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付等）、自治体が実施する類似の貸付又は給付等を申請を行う方及び申請を行う方と生計を一とする同居の親族が受けていないこと

○住宅手当支給額

・単身世帯

月収8.4万円以下の方は住宅手当支給額は家賃額となります。
月収8.4万円を超え、約11万円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住宅手当支給額} = \text{家賃額}^* - (\text{月収} - 8.4\text{万円})$$

・2人世帯

月収17.2万円以下の方は住宅手当支給額は家賃額となります。

・3人以上世帯

月収17.2万円以下の方は住宅手当支給額は家賃額となります。
月収17.2万円を超え、約20万円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住宅手当支給額} = \text{家賃額}^* - (\text{月収} - 17.2\text{万円})$$

※ 家賃額は住宅手当基準額（単身世帯26,200円：複数世帯34,100）を上限

○住宅手当支給期間

住宅手当の支給期間は原則6ヶ月間ですが、一定の条件の下※支給期間を3ヶ月延長し、最大9ヶ月間受給することができます。

※ 下記の①、②両方の条件を満たす方

①実施要領に定める就職活動要件を誠実に実施している方

②延長申請時に実施要領で定める支給要件に該当している方

お問い合わせ先

福祉課